

第9期広島市高齢者施策推進プラン（令和6年度～令和8年度）の重点施策

第9期広島市高齢者施策推進プラン（令和6年度～令和8年度）では、「高齢者の誰もが住み慣れた地域で、あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を果たしながら、お互いに支え合い、いきいきと安心して暮らせる持続可能な地域共生社会の実現」を基本理念に、「高齢者全体の増加、とりわけ年齢階層の高い高齢者層の増加など更なる高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの充実」を目標として掲げて、5つの重点施策を設定しており、令和6年度においては、この施策に沿って重点的に取組を実施する。

重点施策Ⅰ 健康づくりと介護予防の促進

取組方針	取組項目		
団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるなど、年齢階層の高い高齢者層が増加することに伴い、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれている。本市では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で介護を受けることなく自立した生活を送ることができるよう、地域での介護予防や見守りなどに取り組んでいる地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉関係団体や健康に関する相談・指導等を担う医療従事者等の主体が連携し、地域における人と人とのつながりの中で高齢者が健康づくりや介護予防に取り組める環境づくりを進める。	①健康づくりの促進 ②介護予防・フレイル対策の推進		
数値目標を設定して取り組む項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域介護予防拠点の参加者数の増加	23,000人	24,000人	25,000人

重点施策Ⅱ 見守り支え合う地域づくりの推進

取組方針	取組項目
本市の高齢者、とりわけ一人暮らしや支援を要する高齢者は今後も増え続ける見込みであることを踏まえ、お互いに支え合う共助の精神で、地域における介護予防や見守りなどに取り組んでいるあらゆる主体が連携し、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づくりを推進する。	①地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ②地域における見守り・支え合い活動等の促進 ③相談支援体制の充実 ④生活支援サービスの充実

重点施策Ⅲ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

取組方針	取組項目
要介護等認定者が今後増加していくことを踏まえ、一人暮らしや認知症、中重度の要介護者ができる限り在宅生活を継続でき、また必要に応じ施設・居住系サービスを利用することができるよう、サービスの提供体制を充実させるとともに、サービスの提供に必要となる介護人材の確保と質の高い人材の育成を図るなど、施設・事業所における防災・感染症対策にも留意しながら、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを進める。	①介護サービス基盤の整備 ②介護サービスの質の向上と業務効率化 ③介護人材の確保・育成

重点施策Ⅳ 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

取組方針	取組項目
慢性疾患や認知症等により医療と介護の双方を必要とする75歳以上の高齢者が増加する中、できる限り人生の最期まで在宅で暮らしたいという高齢者のニーズに対応していくため、通院が困難な状態になっても適切な医療が受けられるよう、在宅医療の充実を図るとともに、医療・介護サービスをより円滑かつ効果的・効率的に提供できるよう、在宅医療・介護連携を推進する。	①在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成 ②在宅医療を支える病診連携・診診連携・多職種連携・後方支援体制の確保 ③認知症医療・介護連携の強化 ④在宅医療・介護に関する市民啓発

数値目標を設定して取り組む項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療に関する同行研修の参加者数の増加	200人	215人	230人
医療・介護専門職の多職種連携を目的とした情報交換会等の参加者数の確保	7,700人	7,700人	7,700人
ACP(※)に関する市民向け教室等の参加者数の増加	3,500人	3,800人	4,100人

※ アドバンス・ケア・プランニングの略。人生の最終段階の医療に関する意思決定支援の方法として、本人や家族、医療従事者らが治療内容や療養場所などを繰り返し話し合って決めるもの。

重点施策Ⅴ 認知症施策の推進

取組方針	取組項目
令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等を踏まえ、認知症の人が自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指す。早期発見・早期診断・早期対応をはじめ症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスを提供するとともに、認知症の人と家族等を支える取組や認知症の人に関する正しい理解を深めるための普及啓発活動など、認知症の人と家族等にやさしい地域づくりに向けて施策を総合的かつ体系的に推進する。	①認知症の人に関する理解の増進と本人発信支援 ②認知症の容態に応じた切れ目のない良質な医療・介護の提供 ③若年性認知症の人への支援 ④認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実 ⑤認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

数値目標を設定して取り組む項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーターの養成数の増加	15,000人 (延167,000人)	15,000人 (延182,000人)	15,000人 (延197,000人)
認知症初期集中支援チームの支援によって医療・介護サービスにつながった者の割合の確保	80%以上	80%以上	80%以上
認知症カフェの設置数の増加	160か所	175か所	190か所

※ 各重点施策の数値目標は、地域包括支援センターの活動に関連するもののみ抜粋